

## 規制シート(様式)

200194801250001

平成31年1月17日

規制の名称	温泉法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	温泉法(昭和23年法律第125号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自然環境局自然環境整備課温泉地保護推進室長 山本麻衣
規制目的	温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要</li> <li>・都道府県知事による温泉採取制限命令、他目的掘削の影響防止措置命令</li> <li>・温泉の採取は、都道府県知事の許可が必要(可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものとして都道府県知事の確認を受けた場合を除く)</li> <li>・温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市(区)長の許可が必要</li> <li>・利用の許可を得た施設では、温泉の成分・禁忌症等の掲示が必要</li> </ul>	関連する予算	温泉の保護及び安全・適正利用推進費(平成30年度予算0.2億円)
規制の最近の改廃経緯	温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に係る規定の創設(平成19年)	関連する政策評価結果	平成29年度政策評価(事後評価) 目標5 - 5 自然とのふれあいの推進 <a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h29_jigo/jigo.html">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h29_jigo/jigo.html</a>
規制を維持、改革又は新設する理由	温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図るため、現行の規制の維持が必要。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		